

## 特殊教育振興審議会答申の概要

### 1 「障害種別の組合せ」について

(1) 盲学校、ろう学校、病弱養護学校については、それぞれ現状どおりとする。

(2) 知的障害と肢体不自由については、知肢併置の養護学校を原則とする。

ただし、学校間が近接している場合や、同一市内に設置されている場合については、現状どおりの障害種別とする。

### 2 「通学区域の見直し」について

(1) 新たに知肢併置とするやまびこ養護学校及びわかば養護学校ふじかわ分校を肢体不自由養護の通学区域として新たに加える。

(2) 就学対象者をあけぼの医療福祉センターで加療中の者に限定しているあけぼの養護学校へ新たに通学区域を設定する。

### 3 「知的障害児童生徒増加への対応」について

(1) かえで養護学校の現在地に校舎を増設することにより、抜本的な対策を図る。

### 4 「学校名」について

(1) 学校教育法の改正に伴い、現行の名称を変更する。

(2) 具体的な名称については、「支援学校」を共通名称とし、学校、保護者、その他の関係機関とも協議して決定する。